

新潟市中小企業特別融資における障がい者雇用推進のための利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業における障がい者雇用推進を図るため、新潟市中小企業特別融資取扱要綱（以下「融資要綱」という。）の規定に基づき、一般融資又は小規模企業振興資金のうち、障がい者雇用推進のための融資を利用した者で、この要綱に定める数以上の障がい者を雇用している者に対し、当該融資に係る負担利子の全部又は一部に充てるため、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給を受けることができる者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、融資要綱の規定を遵守し、資金の融資を行った金融機関（以下「取扱金融機関」という。）との約定による返済計画に基づき、借入金及び利子を金融機関に返済し、又は支払った者で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法律」という。）に定める障がい者の法定雇用率を達成している者とする。ただし、常用雇用労働者数37.5人未満の企業については障がい者を1人以上雇用している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、既に納期を経過した市税を完納していない者は、利子補給を受けることができない。

(利子補給の方法)

第3条 利子補給金は、資金の融資を受けた者が毎年3月1日から翌年2月末日までの期間内に取扱金融機関に支払った融資要綱に基づく借入金の利子に対して、予算の範囲内において、申請年度の3月末日までに交付するものとし、その交付金額は、次の範囲内で市長が決定する。

(1) 融資額 1,000万円まで 支払った利子に相当する金額

(2) 融資額 1,000万円を超えるもの 年利1.0%相当額

- 2 借入金の返済を遅延した場合の金融機関へ支払う遅延損害金は、利子補給の対象外とする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給金の交付をする期間は、取扱金融機関との約定による貸付期間内とする。ただし、借入金の返済がない又は、各月1日現在、第2条に定める要件を満たさない月については利子補給金を交付しない。

- 2 取扱金融機関との約定を変更し、貸付期間が延長された場合、当初の計画より延長した期間については交付対象外とする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 利子支払証明書（別記様式第2号）
- (3) 障がい者雇用状況計算書（別記様式第3号）
- (4) 雇用している又は雇用していた障がい者（以下「雇用する障がい者」という。）に係る「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
(公共職業安定所の発行するもの)
- (5) 雇用する障がい者に係る「労働条件通知書」、「雇入通知書」等勤務形態の確認のできる書類の写し
- (6) 雇用する障がい者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し。
- (7) 雇用する障がい者が法律に定める重度知的障害者であって、療育手帳による障がいの程度が「A」以外の場合、障害者職業センターの発行する「判定書」の写

し

(8) 新潟市制度用納税証明書

- 2 前項の申請書は、毎年3月1日から翌年2月末日までに係るものについて、交付年度の3月10日までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定等)

第6条 市長は、利子補給金の交付の申請があったときは、その内容の調査を行い、利子補給金を交付するかどうかを決定し、その結果を利子補給金交付（不交付）決定兼確定通知書（別記様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の不交付)

第7条 融資を受けた者がこの要綱又は融資要綱に違反したときは、その違反に係る借入金については利子補給金を交付しないものとする。この場合において利子補給金を交付しているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和11年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

利子補給金交付申請書

借 入 内 容	取 扱 金 融 機 関 名			
	借 入 金 額	金 円		
	利 率	%		
	借 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（据置 か月を含む）		
	返 済 方 法			
	利 子 支 払 額	金 円		
振 替 先 金 融 機 関	銀行	支店	預金 種別	当座 普通
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			
そ の 他				

年 月 日に貸付けを受けた 一般融資・小規模企業振興資金 について、
上記のとおり 年度分の利子補給金交付の申請をします。

年 月 日

住 所
氏名・商号・名称
代表者名（事業者）

（宛先）新潟市長

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

利子支払証明書

元 金 返 済 額	金 円
利 子 支 払 額	金 円
添 付 書 類	利子支払額計算表
そ の 他	

年 月 日に貸付けを受けた 一般融資・小規模企業振興資金 について、
年 月 日から 年 月 日までに支払った利子の額は
上記のとおりであることを証明願います。

年 月 日

住 所
氏名・商号・名称
代表者名（事業者）

様

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

印

別記様式第2号 裏面

利子支払額計算表

期 間 月／日～月／日	日 数	元 金 返 済 額	元金残高	利子額		その他
				利率	金額	
	日	円	円	%	円	
計						

障がい者雇用状況計算書

	単位	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
除外率（注1）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
常用雇用労働者の数													
① 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）（注2）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
② 短時間労働者の数（注3）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
③ 常用雇用労働者の数　〔①＋（②×0.5）〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 算定の基礎となる労働者の数　〔③－（③×除外率(端数切り捨て)）〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
障がい者の雇用者数													
⑤ 身体障がい者の数　〔（⑥×2）＋⑦＋⑧＋（⑨×0.5）＋（⑩×0.5）〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常用雇用労働者	⑥ 重度身体障がい者（注5）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		⑦ 重度身体障がい者以外	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
短時間労働者	⑧ 重度身体障がい者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		⑨ 重度身体障がい者以外	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特定短時間労働者（注4）	⑩ 重度身体障がい者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑪ 知的障がい者の数　〔（⑫×2）＋⑬＋⑭＋（⑮×0.5）＋（⑯×0.5）〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常用雇用労働者	⑫ 重度知的障がい者（注6）	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		⑬ 重度知的障がい者以外	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
短時間労働者	⑭ 重度知的障がい者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		⑮ 重度知的障がい者以外	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特定短時間労働者	⑯ 重度知的障がい者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑰ 精神障がい者の数　〔⑱＋⑲＋（⑳×0.5）〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑱ 常用雇用労働者	⑱ 常用雇用労働者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	⑲ 短時間労働者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	⑳ 特定短時間労働者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
㉑ 障がい者の合計者数　〔⑤＋⑪＋⑰〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
㉒ 実雇用率　〔㉑÷④×100〕 ※小数点以下第3位を四捨五入	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
障がい者の不足数　〔④×法定雇用率－㉑〕 ※マイナスになる場合は0を記入	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※各月1日現在の人数等を記入すること。

年3月から年2月まで、各月1日現在の障がい者雇用状況は上記のとおりで相違ありません。

年 月 日

住所
氏名・商号・名称
代表者名（事業者）

(宛先) 新潟市長

注1)「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める除外率。
注2)「常用雇用労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であって、1年を超えて雇用される者（見込みを含む）。
注3)「短時間労働者」とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者。
注4)「特定短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者であり、常用雇用労働者の数に含めない。
注5)「重度身体障がい者」とは、身体障害者手帳1級又は2級の方、及び3級を複数有する方。
注6)「重度知的障がい者」とは、療育手帳による障がい程度が「A」とされている方、又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方。

別記様式第4号（第6条関係）

利子補給金交付（不交付）決定兼確定通知書

利子補給交付決定額（確定額）		金 円
（ 不 交 付 決 定 理 由 ）		
借入 内 容	取扱金融機関名	
	借 入 金 額	金 円
	利 率	%
	借 入 期 間	
	返 済 方 法	
	利 子 支 払 額	金 円
交 付 条 件		
そ の 他		

年 月 日に申請のあった利子補給金について、上記のとおり
交付（不交付）を決定したので通知します。

年 月 日

新 潟 市 長

住 所
氏名・商号・名称
代表者名（事業者）